

南のかぜだより

*** 第10号 ***
2020年 新春号
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネットワーク南のかぜ

ゆく年 謹賀新年 くる年

特定非営利活動法人ソーシャルネットワーク南のかぜは、設立から7年目を迎えます。2016年成年後見制度利用促進法が施行され5年目を迎えます。地域の中で非営利活動団体として法人後見を受任することの意味について、しっかりと考えていかなければならない時期になっていると感じています。これまでの実践を生かして、実践家として地域に貢献して参りたいと思います。引き続きご支援いただきまますようよろしくお願いいたします。

台風のため中止した講演会を3月に行います。皆さん、ご参加ください。

《講師プロフィール》
弁護士 赤沼康弘
77年 弁護士登録
東京弁護士会 会長
総合支援センター「オアシス」の設立に深くかかわり、東京弁護士会、日本弁護士連合会の高齢者・障害者の権利に関



講師：赤沼康弘 弁護士

成年後見制度 利用促進法で 何が変わるのか？

成年後見制度は、どのように変わらなければいけないのか？
誰が利用しやすい？
地域にどのような仕組みをつくらなければならない？
地域で考える機会となれば、と企画しました。

日時：3月14日（土）開場 13:30～
講演開始 14:00～16:00（個別相談 16:00～17:00）
会場：稲城市地域振興プラザ4F（稲城市役所そば、稲城消防署となり）
〒206-0802 東京都稲城市東長沼2112-1
募集：100人 申込・先着順（参加費：無料）
申込：特定非営利活動法人ソーシャルネットワーク南のかぜ
TEL/FAX 042-379-8486（担当：矢島・大道）
E-mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

「今年、2020年 注目すること」

何と言っても東京オリンピック・パラリンピックですね。外国人観光客数もさらに増加し、多国籍、多民族が一緒にお祭りマンボ。ピーヒャラピーヒャラ、ワッショイワッショイ！
多少のトラブルには目をつけて…さあ素敵な年になりますように。

私が注目している項目は車いすテニスです。いつもあの素早い動きに感動してしまいます。皆さんほどの種目を応援しますか？
プレーヤー日本！！



学習会のご案内

「若い支度と新しい遺言書の仕組み」

講師：福島秀郎 司法書士

2019年から「自筆証書遺言」制度が変わりました。そして2020年度から作成した遺言書を法務局で保管してもらうことができるようになりました。改正点のポイントなどについて、専門職である司法書士から分かりやすく説明してもらいます。自らの生き方と遺志を伝えるためにも公的な文書である「遺言書」について一緒に学びましょう！
日時：2020年2月8日（土）開場9:30 講演10:00～11:30
会場：稲城市地域振興プラザ4F（市役所そば、消防署となり）
〒206-0802 稲城市東長沼2112-1
定員：30人 申込・先着順（参加費：無料）
申込：NPO法人ソーシャルネットワーク南のかぜ（矢島・大道）
TEL/FAX：042-379-8486
E-mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

活動紹介

10月23日（日）野市にて「権利擁護講座」が実施されました。対象は、成年後見制度と26の権利について説明しました。稲城市地域包括支援センター「あさか」の協力を得て実施しました。（大輪典子）

映画紹介

その1「遺言」
監督：六戸大裕
2018年日本/95分
この映画は、重度の知的障害を持つ方がサポートを受けつつ地域生活を営んでいる姿を映したドキュメンタリーです。

その2
「いろとりどりの親子」
監督：レイチエール・ドレツイン
2018年アメリカ/英語/93分
この映画は様々な違いを持つ6組の親子から得られる喜び、愛を描いています。

ホットひと息

マル障（心身障害者医療費助成制度）をご存知でしょうか

対象となる方は、都内に住所を有する、
① 身体障害者手帳1・2級の方
② 愛の手帳1・2度の方
③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
（※は、平成31年1月1日から対象になりました。）

対象とならない方は、生活保護受給の方、65歳以上になって上記手帳の対象になった方、一定の所得のある方です。

助成となるのは、医療費自己負担分から一部負担金（食費等）を差し引いた費用です。申し込みは、住所地のある区役所、市役所、町役所窓口となります。

特に、精神障害者の方で、長期入院をしている場合、手帳の更新をしないという、状態が変わって、1級となりマル障の対象者になっていることがよくあります。たとえば、障害厚生年金2級を受給している精神障害者は、自動的に精神障害者保健福祉手帳2級判定となり、マル障の対象とはなりません。しかし、2級だった精神症状が1級相当に変化していると思われる方は、手帳更新時に診断書による判定を受ける事で、精神障害者保健福祉手帳1級判定となった場合は、新たにマル障の対象となります。（大庭百合子）

法律コラム

元公証人・弁護士 小田泰樹

「自筆証書遺言」とは？

これまでこのコラムでは改正相続法の配偶者居住権（短期及び長期）について簡単に説明してきましたが、今回は、自筆証書遺言に関する改正について紹介します。ご存じのとおり、自筆証書遺言は意味簡単に作成できる（筆記具と紙、ハンコがあればよい）反面、全文を自分で書き（自筆）、作成年月日を記載して署名し（これも自筆）、押印することが求められ、高齢者（近年増えつつある）や障害のある人など自書能力が衰えている場合、遺言書の作成は難しいとも言われています。そこで、改正法では、その点を多少なりとも緩和するため、遺言に別紙として目録を添付し、これを遺言の内容として引用するときは、この目録については、自書は要しない（不要）とし、目録のページごとに遺言者が署名押印をすれば良いとしました（改正民法第968条第2項）。この改正により目録は、ワープロで作成しても、第三者（遺言者でない人）が作成（代筆）しても、また、場合によっては不動産の登記事項証明書や預貯金通帳の写しなどを目録にしても、目録のページごとに遺言者の署名押印があれば構わないことになりました。財産の数が多い場合などはこの緩和は相当役に立ちそうな気がします。この改正法は2019年1月13日から施行されていますので、今は、この方法での自筆証書遺言の作成ができます。

公証役場とは！

公証役場をご存知ですか？
渡瀬恒彦さん主演のテレビドラマ「世直し公務員ザ・公証人」をご覧になった方は、番組冒頭で公証役場の説明が流れるためご存じかもしれませんが、公証役場とは、国民の私的な法律行為を未然に防ぎ、私的な法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、一定の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。

公証人は、国家公務員法上の公証人法はありますが、判事・検事・法務事務官などを長く務めた法律事務官の経験豊かな者の中から法務大臣が任命し、国の公務員と同等の待遇と、公費的意義において公証人に当たると認められています。

公証人である法務局の地方支分部局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置して事務を行います。

- 公証人は
- 公正証書で契約書を作りあなたの大切な財産を守ります。
 - 公正証書で遺言書を作り、大切な人に遺産を譲ります。秘密も確実に守れます。
 - 会社の設立定款を認証し、あなたの大切な会社の設立を支援します。
 - 公正証書で任意後見契約書を作り、あなたの大切な老後を守ります。
 - 公証業務に関する相談は無料です。
 - 費用は「公証人手数料令」に旅費や日当も含め定められており明確です。

公証人が執務する事務所の公証人は、全国に約500名おり、多摩地区には武蔵野・立川・八王子・町田・府中・多摩の6つ市の公証役場があります。都内の公証人は、都内であれば出張できますが、都外への出張はできません。依頼主が出張して行く場合は、依頼主が公証人になる場合は、全国どこでも構いません。公証人は国から給与や補助金など一切の金銭的給付を受けず、国が定めた手数料収入のみによって事務を運営しており、手数料制の公務員ともいわれています。詳細は法務局のホームページをご覧ください。
（法務局 稲城、東京公証人会 小川弘子）

5つの生活場面の26の権利と責任

（個人の権利、生活環境、健康管理・医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）
Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Rehabilitation Safe Environment

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人の権利（Personal Right）、生活環境（Living Arrangements）、医療（Health Care）、労働と新しい生き方の構築（Work & Rehabilitation）の5つです。今回は、生活環境（Living Arrangements）の三つめの電話についてです。

第9番目は、日常生活に関する権利のPhone（電話）に関する権利です。

権利：常時の範囲の時間帯に電話をしたり、電話を受けることができます。
責任の例：①家の規則を守って電話をしたり、電話を受けたらすることが大切です。
②自分の電話代を払うことも求められます。
③電話をしたり受けたりする時に相手のプライバシーに配慮します。

「電話は、郵便物（職員が点検したり開封してはならない）と同じように、直接対話（取り置きなし）で受け取ることができる。支援が必要な時は別である。本人自身が電話に出ることが困難な場合には、誰かに電話に代わりノートをとることを依頼できる。発着障害者は、個別のサービス計画で制限されない限り、誰かからの指示がない限り、他人の権利を侵すような事例（例えば、いたづら電話・非常時時間外の電話・必要のない緊急電話番号に電話すること）がない限り、誰とも会話をしたりする権利がある。本人は、職員によって家族や友人に電話するように奨励される。その際には、身体的な支援が差し伸べられる。電話は、個人の居場所（private place）で使われる。コードレスの場合も同じであるべきである。適当な時間を遊び、異なった状況や場面を想定して、互いの日課（例えば、睡眠を妨げない）に配慮して電話する。本人は、個人的な電話であれば料金を支払わなければならない。家でも職場でも携帯電話でも同様である。」

翻訳することによって書かれていますが、スマートフォンの普及により、これまでの考え方が大きく変化しています。詐欺や事件が、電話やSNSによって起こっています。受信・発信することで自らのプライバシーが危険にさらされることを知ることも必要となっています。（大輪典子）

—ありがとう、Blossoms Team—
4年前からスイッチが入りました。燃えました。エキサイティングしっぱなしでした。この44日間、日本のRWC開催は一生に一度で言われていましたが、最高でした。なぜって？このスポーツの素晴らしさに感動したからです。One for all, all for one. 激しいスクラム、ラインアウトからのモールはひたすら力の勝負、でもラグビーの妙はここから、頭脳と技のボールパス、これこそソウチームの表現だ。信頼と協立し練習したプランが開花し、観衆の歓声でこれでもかとどろき響く。そしてノーサイド、互いを認め合いリスペクトして讃え合う日本の観衆も参加国の国歌を歌って楽しみ応援しました。どのチームも日本式のお辞儀をしてくれましたね。最高！RUGBY WORLD CUP ぜび、また日本で！（大島祐子）

会員募集中です。あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員	<入会金>	個人10,000円
	<会費>	個人12,000円
賛助会員	<入会金>	なし
	<会費>	個人3,000円 団体10,000円

特定非営利活動法人 ソーシャルネットワーク南のかぜ
〒206-0802 東京都稲城市東長沼2100-1
サンダレス208
TEL/FAX: 042-379-8486
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: http://minaminokaze-social.net/
営業時間: 10:00～18:00（土日祝日休）

南のかぜだより

*** 第8号 ***
2019年 新春号
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネットワーク南のかぜ

新春のお慶びを申し上げます

みなさまの幸多かれとお祈り申し上げます

特定非営利活動法人ソーシャルネットワーク南のかぜは、うぶ声を上げて早6年目を迎えます。私たちの目指したことの一つに、法人後見人として2人1組による活動があります。

後見人って何をしてくれるのかな？

その人が認知症になって
知的や精神に障がいを抱え判断能力が不十分でも
いつまでも住み慣れた街で、安心して暮らせるように
その人の思いを大切に

その人の思いを実現するために

その人だけの専属相談員として、
その人だけの人生の伴走者として、ずっと一緒に歩んでいきます。
その人だけのみまもり人として、後ろから必ず見守っています。



本人を真ん中に！

< 南のかぜの相談内容のご案内 >

弁護士による専門相談(有料・予約制)
～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～
日 時：毎月第2木曜日13:30～14:30
相談料：30分 5,000円
場 所：ソーシャルネットワーク南のかぜ事務局
一般相談・随時受付
～福祉全般・介護保険・成年後見制度・権利擁護に関する事～
初回2時間まで無料(事務局相談・訪問相談(要予約)・電話相談可)
TEL・FAX 042-379-8485

「わたしの物語をつむぐノート」の活かし方

ちょっと前までは、親に、遺言書を書いてという、早く死ぬという様ではばかれることだったのですが、「エンディングノート」「終活」という言葉が使われることで自分のことを真剣に考えることにつながっているのではないかと感じています。子どもから親には、死後のことは聞きにくいのですが、いま話題のノートだからとプレゼントすれば、きっと良いきっかけになるのではないかと思います。銀行口座や個人情報を入れる頁は袋とし、常に新しいものと差し替えられるようにと処方箋袋もついています。あとは、保管場所を親の合言葉にしては如何でしょうか。そして何よりも、何かがあったときのために、ご自身が考えて、大切なものを整理しておくことをお勧めしたいと思います。

平成29年改正介護保険法は、地域包括ケアシステムの強化を図るための法律として公布された。改正法は、介護保険の持続可能性を確保し、高齢者の生活の質を向上させることを目的として、介護サービスの提供体制を抜本的に改革する。主なポイントとして、1. 自立支援重視型介護保険の導入、2. 介護報酬改定、3. 介護職員の確保、4. 地域包括ケアシステムの構築などが挙げられる。

介護報酬改定でも幅広いサービスに引き上げが行われ、介護職員の確保が図られている。また、地域包括ケアシステムの構築が推進されており、高齢者の生活の質を向上させることが期待されている。具体的には、介護サービスの提供体制を抜本的に改革し、高齢者の生活の質を向上させることが目的として、介護サービスの提供体制を抜本的に改革する。

自己負担割合の削減や、介護保険料の軽減などが実施されている。また、介護職員の確保が図られている。具体的には、介護サービスの提供体制を抜本的に改革し、高齢者の生活の質を向上させることが目的として、介護サービスの提供体制を抜本的に改革する。

法律コラム

元公証人・弁護士 小田泰機

「配偶者居住権」とは？
夫婦、子供一人、夫が亡くなって相続が開始し、相続財産は、夫婦が住んでいた所有の建物、時価3,000万円相当と現金・預貯金3,000万円とします。これまでの相続では、妻二分の一、子二分の一に割合、つまり妻、子ども、価格にするとそれぞれ3,000万円を相続するのですが、妻が建物を相続した場合、現金・預貯金は相続できず、今後の生活費に困ります。妻が現金・預貯金を3,000万円相続すると、住む場所がなくなります。改正相続法により、妻が配偶者居住権(評価額1,000万円)を取得し、現金・預貯金2,000万円を相続し、子が建物の所有権(評価額は配偶者居住権の評価額を差し引いた残額2,000万円)、現金・預貯金1,000万円を相続することになれば、これまでの相続の不具合を避けることができます。配偶者居住権の評価額をいくらにするかが問題ですが、所有権の価格よりは当然相当額下回りますので、その差額相当額の現金・預貯金を妻は相続できますので、当面の生活費に困ることはないでしょう。これは一例ですが、配偶者居住権を活用することにより、夫死後の妻の生活は守られることが期待されます。

成年後見制度を学びましょう！！

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(本人)について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には、判断能力が不十分になる前に、あらかじめ契約により「誰に」「どのよう」なことを支援してもらうか決めておく任意後見制度と、判断能力が不十分になってから家庭裁判所に利用の申立て後、審判によって、援助者として成年後見人等が選ばれた法定後見制度があります。

「ソーシャルネットワーク南のかぜ」では、制度の概論を学び、更に制度利用のための手続きや方法・実務、後見人活動の実践などについての概論を下記の権利擁護講座でお伝えしていきます。

- <開催日と講座内容>
- 第一日目 2019年 1月24日(木)「任意後見制度の概要と実際」
 - 第二日目 2019年 1月31日(木)「法定後見制度の概要と実際」
 - 第三日目 2019年 2月 7日(木)「制度利用の申立ての実務と後見活動の実際」
- 会場： 特定非営利活動法人ソーシャルネットワーク南のかぜ 事務局
講師： 社会福祉士(東京家庭裁判所成年後見人等候補名簿登録者)
開催時間： いずれも午後13:30～15:30
費用： 4,000円(「わたしの物語をつむぐノート」付き)



地域活動のおすすめ

最近では人生100年時代と言われます。その前は50年か60年か70年か80年か90年か100年かというように、人生の長さを考えることが多くなりました。その中で、人生の質を向上させることが大切になってきました。地域活動は、人生の質を向上させるための大切な手段です。地域活動には、様々な種類があります。例えば、散歩、読書会、音楽会、ボランティア活動などがあります。地域活動に参加することで、新しい友達を作ることができます。また、地域活動に参加することで、自分の生きがいを見つけることができます。地域活動に参加することで、人生の質を向上させることができます。

ホットひと息 お金の話

社会福祉士・社労士・FP 菅川敏枝

長生きなのに年金が減る
～それでも年金は「お宝資産」～
資金と物価の上昇に伴い、公的年金の支給額が調整されるしくみ(マクロ経済スライド)が、平成31年度に発動される見通しとなった。つまり、本来の年金額より年金額が減る。それでも2ヵ月に1回入金される年金はお宝資産だ。
統計によれば、同級生が90歳まで生存する割合は、男性が4人に1人・女性は2人に1人(簡易生命表・平成29年)。しかし、これだけ驚いてはいけない。昭和25年生まれの男性が約3人に1人、女性は約5人に3人、昭和45年生まれの男性が、5人に2人・女性は3人に2人が90歳まで長生きする見込みの統計が公表された(平成30年10月社会保障審議会)。
寿命が延びた分、年金と預貯金取り崩しだけで暮らせない時代になった。そのときを慌てないため、メリハリのある家計管理が現役時から求められています。
今月の予定
① 会員連絡会・隔月開催
次回 1/23(水)
② 法律事例検討会 1/25 2/22 3/22
③ モニタリング 1/9
④ 第三回 権利擁護講座
1/24(水)、1/31(木)、2/7(木) 13:30～
1日目「任意後見制度の実際」
2日目「法定後見制度の実際」
3日目「成年後見制度利用申立の実際と後見活動の実際」
総会は、5月26日(日)の予定です。

5つの生活場面

(個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活の向上、安全な環境)
Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために」"Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities"という発達障害(developmental disabilities)者のための活動報告書の第1部で自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任 Summary Chart Of 26 Human Rights」について、この「南のかぜだより」に連載しています。(1.「Respect」は前号に転載)

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人の権利(Personal Right)、生活環境(Living Arrangement)、医療(Health Care)、労働と新しい生き方の構築(Work & Habilitation)の5つです。今回は、生活環境(Living Arrangements)の二つめの私物についてです。

7.「Personal items」(私物)について

Right: To have your own money, clothing, and personal items kept safe
Sample Responsibilities: 「To take good care of your things」
「To leave other people's things alone」
私たちは大切な物を所有する権利があります。物とは、お金、衣類、電化製品、DVD、思い出の品、アルバム、公的な書類(身分証明書、保険証)などです。欲しい物や必要な物を選択し、所有し、管理し、大切にするためには、家族や支援者が、「本人の私物」という意識を持ち、子どもの時から自分で選ぶことを経験できるような環境作りが大切です。良かれと思って親や支援者が物を選択したり、制限したりしていないでしょうか。(小沢洋一)

柚子は効果万端！しかも多彩な効果のスーパーフルーツだった！
柚子の効果万端ってどんなものがあるの？
①抗酸化作用②血行促進作用③ストレス軽減作用④免疫力向上作用⑤口臭予防作用⑥皮膚の保湿効果
2柚子を生活に取り入れよう！でもどうやって摂取したいの？
①ジュース・ドレッシング・シロップ等が効果的(事務局 矢島)

会員募集中です。あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。
正会員 <入金金> 個人10,000円 団体1口10,000円
<会費> 個人12,000円 団体1口20,000円
賛助会員 <入金金> なし
「ご連絡先」 特定非営利活動法人ソーシャルネットワーク南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市平井1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: http://minaminokaze.socia.ne.jp/
営業時間：10:00～16:00(土日祝日は除く)



平成 26 年度事業報告

平成 26 年度事業は法人設立初年度ということで、前期は、法人の基礎となる定款に基づき、諸規定の検討を重ね法人運営の基盤づくりを致しました。設立記念式典では、地域の行政、政党、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者ケアマネジャー、施設等の福祉の最前線で活躍されている関係機関の多くの方々の出席をいただきました。そして当法人の活動方針を受け止めていただきました。地域包括ケアシステムの一員として、地域の人々への貢献活動を共に進めていくことに勇気を頂きました。

後期は、事務局体制を整え各事業の展開をしてまいりました。特に法人後見人として、地域の行政や包括支援センター等から依頼を受け、家庭裁判所の選任を受けることができました。これも地域の関係機関の協力により権利擁護事業をスタートできたことに深く感謝申し上げます。特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜは、これからもやさしい風を地域におくれますように努力してまいります。

「ソーシャルネット南のかぜ」が誕生し、1年が経ちました!!

私たち社会福祉士と弁護士が
"人は誰にでも、ひとりで解決できないことは、支援を受ける権利があります!!"
をモットーに、成年後見・司法福祉・ソーシャルサポートをメインに活動しています。

私たちの願いは
社会正義に基づいた支援を丁寧に実施し、実現することによって、尊厳ある人生を継続することが出来るような支援を目指します。

誰もが安心して暮らしている街づくりには、行政、その他の諸機関と連携し自分たち自身でも必要なサポートを創り出す、相談から支援までワンストップで支援できる地域づくりを実践します。

ソーシャルネットワークを活かして今ある社会資源とのコラボレーションを図り、必要な方が必要な支援を受け、主体的に生きていけるよう支えていきます。

誰もが生きていてよかったです、と思えるように障がいをもっていたり、認知症になつたり、頼れる人がいなくなつたり、生きづらさを抱えている方々にアウトリーチしていきます。

私たちのメンバーが繋がってサポート!

- ★ 家族とつながって
- ★ 地域住民とつながって
- ★ 専門職とつながって

地域の人々がつながって
支え合いの輪を広げるために
ソーシャルネット南のかぜで
安心した生活と
あなたらしい人生を
一緒に作りましょう!

権利擁護に関する相談援助 福祉や介護保険のこと、障害者総合支援法のこと、成年後見制度のことなどの一般相談と相談・遺言・法的な諸問題についての弁護士による専門相談を実施しました。相談方法は電話のみならず直接訪問し、あるいは来所頂き相談させて頂きました。 ・成年後見相談 22 件、その他の相談 23 件、 ・法律相談 18 件	成年後見人受任 成年後見制度は、本人に代わって「財産管理」や「生活上の支援」を本人の意思を尊重しながら支援する人をつける制度です。南のかぜは、職能団体に所属し後見業務を行っている弁護士もしくは社会福祉士とペアを組み必要としている方の後見等業務を法人として受任しています。 ・後見類型 2 件、 保佐類型 1 件、準備中 4 件 (任意後見含む)
権利擁護に関する啓発 認知症になつても、障がいがあつても、人として尊重され尊敬をもって生きることが出来るよう権利を擁護する様々な仕組みや制度等があります。住みなれ地域での生活を支える成年後見制度についての講座や自分の人生についての講座や自分の人生を振り返って、これらに向けて整理する時間を持ち今後の生活をより良く生きるための i ライフノート(エンディングノート)作成講座を開催しました。 ・「i ライフノート作成講座」全 3 回コース ・「成年後見(法定後見と任意後見制度)講座」全 3 回コース	成年後見人等支え合い 福祉の現場で働く仲間、そして南のかぜの会員を対象にさまざまな支え合いの仕組みを用意しています。たとえば、スーパービジョン・グループスーパービジョンの実施、事例検討会、弁護士による法的助言、後見業務の緊急時の駆け合い・預り物保管、定期会員連絡会の実施等があります。 ・グループスーパービジョン 1 回 ・成年後見事例検討会 1 回 ・会員連絡会 隔月 1 回開催 ・不在時の預かり物保管 1 件
市民後見人の養成支援及びサポート 当会員の社会福祉士や弁護士とペアになって、一緒に活動するメンバーを養成していくために活動エリアの市民に呼びかけ、また、養成にかかわる行政等に講師を派遣しました。 ・町町 1 件	地域福祉の増進に関する活動 地域の講演会等に講師として出席し広く成年後見制度の普及や権利擁護活動をしています。 地域活動に参加 地域のお祭りやバザー等に積極的に参加し地域の賑がりを目指しています。 ・稲城 1 件

まずは、お電話ください

初回は無料です。

042-379-8485

(出張も可能)

高齢者、障がい者、その家族・支援者、介護保険、障害者総合支援法、保健師、医療、成年後見、司法福祉の各種相談など、
どんなことでも、まずはご相談ください。

平成 27 年度事業計画

- 権利擁護に関する相談援助事業**
 ・第 2 水曜 法律相談 ・第 4 金曜 事例検討会
親の会等関係機関との連携事業
 ・ i ライフノート 10:00~12:00
 1 回目 7/13 (月) 2 回目 8/21 (月)
- 権利擁護に関する啓発活動事業**
 ・権利擁護講座 13:30~15:30
 1 回目 7/8 (水) 2 回目 7/15 (水) 3 回目 7/22 (水)
- 成年後見支え合い・研修会・会員連絡会**
 認定社会福祉士によるグループスーパービジョン
 市民後見人の養成支援及びサポート
 ・講師派遣 7 月
成年後見人受任・任意後見人受任
 地域活動に参加
 ・いなぎふれあい祭り参加 5 月

スーパービジョンの受付
 ・グループビジョン
 ・個人スーパービジョン
 ・コンサルテーション

将来に備えての相談支援
 ・エンディングノート
 ・遺言・相続・福祉

法人後見
 ・任意後見制度
 ・法人後見制度

会員相互の助け合い活動
 ・留守中の要託
 ・後見活動のサポート

法人後見監督
 ・市民後見人サポート

研修の企画・実施
 ・講師派遣
 ・エンディングノート関係
 ・ソーシャルワーク演習
 ・事例検討研修
 ・スーパーバイザー研修

後見活動支援
 ・親族後見人サポート
 ・専門員後見人サポート
 ・留守中のサポート

人は誰にでも一人で解決できないことは、支援を受ける権利があります。

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

ニュージャージー州の GANJ1 という後見活動団体が発行した「Where human Rights Begin」では人権には、個人、住まい、健康、仕事・活動、安全な環境という 5 つのエリアがあること、そして、具体的に 26 の人権について紹介されています。私達はこの 26 の権利をしっかりと理解していく為に、この「南のかぜだより」で一つ一つの権利を勉強していきたいと考えています。一緒に考えてください。

Summary Chart Of 26 Human Rights

- | | | |
|-------------------|-------------------------|----------------------------|
| 1, Respect | 10, Healthy Diet | 19, Work & Play |
| 2, Self-Advocacy | 11, Relationships | 20, Job & Program |
| 3, Religion | 12, Visitors | 21, Service Plan |
| 4, Vote | 13, Activities | 22, Private information |
| 5, Guardian | 14, Privacy | 23, No Unusual Treatment |
| 6, Services | 15, Treatment & Therapy | 24, No Restraints |
| 7, Personal items | 16, Healthy living | 25, No Punishments |
| 8, Mail | 17, Medical Care | 26, Right to Habeas Corpus |
| 9, Phone | 18, School | |

会員募集中です。 あなたも会員に!

私たちの活動は、会員・賛助会員の会費に支えられています。
 正会員 入会金 10,000 円 会費 1000 円/月
 賛助会員 入会金 なし 会費 3000 円/年



「連絡先」

特定非営利活動法人
 ソーシャルネット南のかぜ事務局
 〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
 Tel & Fax 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
 URL: http://minaminokaze-social.net/
 営業時間: 10:00~16:00

